

# 評議員会会議資料

(令和6年度第1回)

(定時評議員会)

令和6年6月24日(月)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

令和6年度 第1回 神栖市社会福祉協議会評議員会 次第  
(定時評議員会)

日 時:令和6年6月24日(月)

午前10時00分～

場 所:神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠役員の選任(案)について

議案第2号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分  
収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

議案第3号 令和6年度補正予算(案)について

6. 閉 会

議案第1号

補欠役員の選任（案）について

<提案理由>

本会の信太俊浩理事（老人保健施設シオン推薦）、及び石井洋一理事、佐藤行廣理事（いずれも神栖市行政委員連絡協議会推薦）の3名について、選出母体内の役職交替により、後任理事を選任する必要があるため、定款第21条及び役員選任規程第2条の規定に基づき新たに役員を選任するものです。

次項の選任案について決議願います。

令和6年6月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和6年6月24日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第1回 評議員会

理事選任案

前任者氏名 (就任期間)	後 任 理 事 選 任 案	
	氏 名	選出区分、所属・役職等
No. 8 信太 俊浩 (H28. 05. 20～)	なかうち りょう 仲 内 亮	高齢者関係福祉施設 (老人保健施設シオン 事務課長) あ
No.14 石井 洋一 (R5. 06. 26～)	わたる まさと 亘 正 人	神栖市行政委員連絡協議会委員 (息栖地区区長)
No.15 佐藤 行廣 (R5. 06. 26～)	すがや えいいち 菅 谷 栄 一	神栖市行政委員連絡協議会委員 (本郷地区区長)

※ 任 期：令和6年6月24日から

令和7年度定時評議員会終結時まで（残任期間）

## 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員名簿

(任期：令和5年6月26日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	役職	氏名	選出区分	所属(推薦元)・役職等	備考
1	会長	石田 進	行政関係者	神栖市長	
2	副会長	篠塚 洋一	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長	
3	〃	千葉 千恵子	ボランティア	ボランティアサークルほほえみ 代表	
4	常務理事	野口 修一	学識経験者	学識経験者	R6.4.01就任
5	理事	鈴木 伸洋	学識経験者	学識経験者	
6	〃	額賀 優	議会	神栖市議会議長	R6.4.01就任
7	〃	卯月 秀一	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	特別養護老人ホーム マリンピア 神栖 施設長	
8	〃	信太 俊浩	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	老人保健施設シオン 事務長	
9	〃	花田 三男	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長	
10	〃	中嶋 正子	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	指定障害福祉サービス多機能型 事業所ハミングハウス 施設長	
11	〃	高田 和美	ボランティア	ボランティアサークルひとみの会 書記	
12	〃	須之内 正昭	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
13	〃	西川 寧人	地域の福祉関係者・団体 (企業)	鹿島共同施設(株) 専務取締役	
14	〃	石井 洋一	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(日川浜地区)	
15	〃	佐藤 行廣	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(明神前地区)	
16	〃	野村 みさ子	地域の福祉関係者・団体 (更生保護女性会)	神栖市更生保護女性会	
17	〃	大和 愛紀	地域の福祉関係者・団体 (PTA連絡協議会)	神栖市PTA連絡協議会 副会長 (神栖三中PTA副会長)	
18	〃	日高 篤生	行政関係者	神栖市福祉部長	R6.4.01就任
19	監事	岡野 一男	財務諸表を監査しうる者	学識経験者	
20	〃	森本 政一	地域の福祉関係者	神栖市神栖地区民生委員児童委員協議会副会長	

※令和6年4月1日現在

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会役員選任規程（抜粋）

（理 事）

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業を経営する団体の役職員
- （2）ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- （3）社会福祉事業について学識経験を有する者
- （4）地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- （5）議会
- （6）行政関係者

2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

第2条関係別表

選 出 区 分
1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等
5. 議会
6. 行政関係者
合 計（15～18名）

議案第2号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第5条の規定に基づき、令和5年度の事業報告書及び収支決算について、以下の書類としてまとめました。審議の上、決議願います。

1 令和5年度事業報告書(概要)

定款第39条第1号に規定する事業報告書として作成しました。相談件数をはじめ各事業の実績を数字でまとめ、令和5年度の本会事業の全体像を示しています。

2 令和5年度事業報告書及び収支決算書

定款第39条第2号に規定する事業報告の付属明細書、及び第3号、第4号、第6号に規定する決算書(計算書類)をまとめて作成しました。令和5年度に実施した各事業の概要と事業実績の詳細、及び法人全体の決算の状況を報告しています。

3 令和5年度決算書附属明細書

定款第39条第5号に規定する明細書です。拠点区分、サービス区分単位の決算の状況をはじめ、経理規程第5条に定める各種明細書をまとめています。

なお、当協議会の令和5年度の業務執行状況、及び財産の状況につきましては、5月28日に、監事による監査が実施されており、次項に監査報告書(写し)を添付しております。

また、上記の事業報告及び決算にかかる関係書類は全て、6月4日に開催した第2回理事会で承認を得ております。

令和6年6月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和6年6月24日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第1回 評議員会

# 監査報告書

令和6年5月28日

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

会長 石田 進 様

監事

森本政一 

監事

岡野一男 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について監査しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。

### (3) 監事からの意見

書類作成等における事務の効率化を進めるとともに、組織体制を充実させ、理事及び職員がより適正に職務を遂行できる環境整備に努めてください。

以上



## 議案第3号

### 令和6年度 補正予算(案)について

#### <提案理由>

本会が神栖市から受託している「障害者相談支援事業」は、平成19年度の受託開始当初より、消費税法上の非課税事業（社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」）として取り扱っておりましたが、国が発出した「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について（令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省通知）」により、平成24年度以降は非課税事業に該当しない（委託者は委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払い、受託者は委託料を課税収入として税務処理を行う）ことが示されました。

これにより、本会は、遡及可能な過去5年間（平成30年度～令和4年度）にかかる消費税の修正申告（平成30年度及び令和元年度は簡易課税方式、令和2年度以降は一般（本則）課税方式に変更しての申告）を行い、併せて追加納付すべき金額について神栖市へ説明し、市と社協それぞれ補正予算により対応することとしました。

補正予算の内容は、課税扱いとなった「障害者相談支援事業（市受託）」のほか、一般（本則）課税方式への変更により「みなし仕入れ率」が適用できなくなった「生活困窮者自立支援事業（市受託）」「労働者派遣事業（市へ派遣）」にかかる支払消費税の増額（必要額は市が負担）と、本則課税方式への変更に伴う再計算で発生した本会の事業収入にかかる支払消費税の増額（必要額は本会が負担）で、6月4日に開催した第2回理事会で承認を得ております。

なお、令和5年度以降の「障害者相談支援事業」は消費税相当額を加えた金額で受託契約を再締結しており、補正予算案には令和6年度分の消費税相当額を計上しております。

詳細は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和6年6月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和6年6月24日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第1回 評議員会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和6年度収支補正予算書（案）

●事業区分・拠点区分別 資金収支補正予算総括表

（単位：円）

事業区分・拠点区分	当初予算	補正額(案)	補正後予算額	備考
社会福祉事業区分	217,878,000	3,155,000	221,033,000	
社協自主事業	137,907,000	0	137,907,000	
地域福祉推進事業	122,602,000	0	122,602,000	追加納税分134,000円は本会が負担(予備費充当)
精神保健福祉支援事業	6,428,000		6,428,000	
成年後見制度に関する事業	8,877,000		8,877,000	
受託事業	66,569,000	3,155,000	69,724,000	
精神障害者デイケア事業	3,273,000		3,273,000	
障害者相談支援事業	6,316,000	2,041,000	8,357,000	追加納税分(H30～R4)及び令和6年度分(市が負担)
生活困窮者自立支援事業	31,711,000	1,114,000	32,825,000	追加納税分(R2～R4)(市が負担)
日常生活自立支援事業	2,928,000		2,928,000	
生活福祉資金に関する事業	22,341,000	0	22,341,000	
障害者計画相談事業	1,284,000		1,284,000	
基金積立事業	1,801,000		1,801,000	
職員退職手当積立事業	10,317,000		10,317,000	
公益事業区分	22,107,000	2,106,000	24,213,000	
広告・自動販売機設置事業	118,000		118,000	
労働者派遣事業	21,989,000	2,106,000	24,095,000	追加納税分(R2～R4)(市が負担)
法人全体	239,985,000	5,261,000	245,246,000	

●補正予算を計上した租税公課支出（消費税）の年度別補正額内訳

年度	市負担額	本会負担額	合計	備考
平成30年度	223,000	0	223,000	簡易課税方式による修正申告
令和元年度	248,000	0	248,000	簡易課税方式による修正申告
令和2年度	1,738,000	60,000	1,798,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和3年度	954,000	29,000	983,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和4年度	1,498,000	45,000	1,543,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和6年度	600,000	0	600,000	一般(本則)課税方式で申告予定
合計	5,261,000	134,000	5,395,000	

●勘定科目別 資金収支補正予算明細書 (案。法人全体)

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業		労働者派遣事 業		
				障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業			
< 事業活動による収支 >								
< 収入 >								
会費収入	14,050,000	0	0	0	0	0	14,050,000	
寄附金収入	2,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000	
受託金収入	66,348,000	600,000	0	600,000	0	0	66,948,000	
市受託金収入	41,217,000	600,000		600,000			41,817,000	
精神障害者デイケア受託金収入	3,190,000						3,190,000	
障害程度区分認定調査受託金収入	316,000						316,000	
障害者相談支援事業受託金収入	6,000,000	600,000		600,000			6,600,000	
生活困窮者自立支援事業受託金収入	31,711,000						31,711,000	
県社協受託金収入	25,131,000						25,131,000	
事業収入	24,666,000	0	0	0	0	0	24,666,000	
障害福祉サービス等事業収入	1,284,000	0	0	0	0	0	1,284,000	
受取利息配当金収入	15,000	0	0	0	0	0	15,000	
その他の収入	1,158,000	4,661,000	0	1,441,000	1,114,000	2,106,000	5,819,000	
受入研修費収入	100,000						100,000	
雑収入	1,058,000	4,661,000		1,441,000	1,114,000	2,106,000	5,719,000	
事業活動収入計(1)	217,642,000	5,261,000	0	2,041,000	1,114,000	2,106,000	222,903,000	
< 支出 >								
人件費支出	176,395,000	0	0	0	0	0	176,395,000	
事業費支出	15,582,000	0	0	0	0	0	15,582,000	
事務費支出	22,886,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	28,281,000	
福利厚生費支出	1,089,000						1,089,000	
旅費交通費支出	460,000						460,000	
研修研究費支出	525,000						525,000	
事務消耗品費支出	2,226,000						2,226,000	
印刷製本費支出	611,000						611,000	
修繕費支出	135,000						135,000	
通信運搬費支出	2,180,000						2,180,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業		労働者派遣事 業		
				障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業			
会議費支出	404,000						404,000	
業務委託費支出	2,248,000						2,248,000	
手数料支出	86,000						86,000	
賃借料支出	5,642,000						5,642,000	
渉外費支出	80,000						80,000	
諸会費支出	243,000						243,000	
資料図書費支出	346,000						346,000	
租税公課支出	4,183,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	9,578,000	過年度分及び6年度増額分
保守料支出	2,104,000						2,104,000	
雑支出	324,000						324,000	
共同募金配分金事業費	290,000	0	0	0	0	0	290,000	
助成金支出	2,393,000	0	0	0	0	0	2,393,000	
事業活動支出計(2)	217,546,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	222,941,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	96,000	△ 134,000	△ 134,000	0	0	0	△ 38,000	
< 施設整備等による収支 >								
< 収入 >								
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0	0	
< 支出 >								
固定資産取得支出	836,000	0	0	0	0	0	836,000	
施設整備等支出計(5)	836,000	0	0	0	0	0	836,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 836,000	0	0	0	0	0	△ 836,000	
< その他の活動による収支 >								
< 収入 >								
基金積立資産取崩収入	1,500,000	0	0	0	0	0	1,500,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	0	0	0	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	2,546,000	0	0	0	0	0	2,546,000	
拠点区分間繰入金収入	8,594,000	0	0	0	0	0	8,594,000	
その他の活動収入計(7)	12,641,000	0	0	0	0	0	12,641,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業 障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業	労働者派遣事 業		
< 支出 >								
積立資産支出	1,000,000	0	0	0	0	0	1,000,000	
事業区分間繰入金支出	2,546,000	0	0	0	0	0	2,546,000	
拠点区分間繰入金支出	8,594,000	0	0	0	0	0	8,594,000	
その他の活動支出計(8)	12,140,000	0	0	0	0	0	12,140,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	501,000	0	0	0	0	0	501,000	
予備費支出(10)	9,463,000	△ 134,000	△ 134,000				9,329,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 9,702,000	0	0	0	0	0	△ 9,702,000	
前期末支払資金残高(12)	9,702,000						9,702,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	0	0	
予算総額	239,985,000	5,261,000	0	2,041,000	1,114,000	2,106,000	245,246,000	

## <資料> 本会定款、規程等（抜粋）

### < 定 款（令和4年4月改訂） >

（構 成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権 限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （5）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（開 催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（議 長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決 議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 15名以上18名以内
- （2）監事 2名

（役員資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

（役員選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

3 役員を選任に関する規程は、別に定める。

（役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

<経理規程(令和2年10月 改正)>

(会計年度、計算関係書類及び財産目録)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に、次の計算書類及び第3項に定める附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産目録を作成しなければならない。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書  |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表  | (8) 拠点区分事業活動計算書  |
| (4) 事業区分資金収支内訳表          | (9) 拠点区分貸借対照表    |
| (5) 事業区分事業活動内訳表          |                  |
- 3 付属明細書として作成する書類は下記とする。
- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書 | (7) 補助金事業収益明細書                |
| (2) 引当金明細書             | (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書        |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書      | (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書      | (10) 基本金明細書                   |
| (5) 借入金明細書             | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書           |
| (6) 寄附金収益明細書           | (12) 積立金・積立資産明細書              |
- 4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。
- 5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。
- 6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(補正予算)

第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第55条 会計責任者は、第5条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

(計算関係書類及び財産目録の監査)

第56条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

2 会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

- ①計算書類を提出した日から4週間を経過した日
- ②計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日

(計算関係書類及び財産目録の承認)

第57条 会長は、第56条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

(計算関係書類及び財産目録の備置き)

第58条 会計責任者は、前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。



## 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿

(任期:令和3年6月25日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	氏名	選任規程による区分	選出母体等	備考
1	野口 文男	地域福祉に関心を持つ者	市民児協(神栖一中地区民生委員)	
2	立原 ひろみ	〃	〃 ( 〃 )	
3	野口 芳夫	〃	〃 ( 〃 )	
4	菅谷 清美	〃	市民児協(神栖二中地区民生委員)	
5	神内 利江	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
6	境 政一	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
7	細田 博	〃	市民児協(神栖三中地区民生委員)	
8	柴田 紘子	〃	〃 ( 〃 )	
9	細田 喜代美	〃	〃 ( 〃 )	
10	山口 五郎	〃	市民児協(神栖四中地区民生委員)	
11	草薨 正良	〃	〃 ( 〃 )	
12	平島 幸子	〃	〃 ( 〃 主任児童委員)	
13	幸保 雅行	〃	市民児協(波崎一中地区民生委員)	
14	谷中 照子	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
15	野中 敬子	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
16	高木 京子	〃	市民児協(波崎二中地区民生委員)	
17	安藤 渉	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
18	塙 昇	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
19	山家 多美子	〃	市民児協(波崎三中地区民生委員)	
20	池田 克久	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
21	塚本 陽子	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
22	原 秀吉	〃	市民児協(波崎四中地区民生委員)	
23	原 和夫	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
24	原 正和	〃	〃 ( 〃 )	R5.1.10就任
25	高橋 等	NPO法人	NPO法人 あすなろ会	
26	坂本 鉄夫	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	
27	山間 松代	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	
28	大塚 正勝	遺族会	神栖市遺族会	
29	府馬 愛子	母子寡婦福祉会	神栖市母子寡婦福祉会	
30	猿田 幸助	行政関係者	神栖市長寿介護課	R6.4.1就任
31	高安 裕子	〃	神栖市障がい福祉課	R6.4.1就任